

平成23年度第2回経営戦略会議 会議結果の概要

- 開催日時 平成23年5月10日（金）午後3時～午後4時21分
- 開催場所 本庁東庁舎防災対応スペース
- 出席者 市長、副市長、総務部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育部長、上下水道部長、病院事務部長
- 審議事項
 - 1 消防本部庁舎の建替えについて（消防本部）
 - 2 特定用途制限地域および特別用途地区建築物等の制限に関する条例について（都市整備部）
 - 3 「ふるさと未来づくり」における財政支援について（環境生活部）
 - 4 伊勢市電力・エネルギー危機管理本部の設置について（産業観光部・環境生活部・情報戦略局）

審議事項

1 消防本部庁舎の建替えについて（消防本部）

概要

昭和46年建設の消防本部庁舎は、老朽化が進んでいると共に消防業務の拡大専門化及び高度化並びに職員数の増加、車両の大型化等により業務スペースが不足している。県下消防本部で最も古い庁舎であり、大規模災害に対応する機能を有していない。また、通信指令システムの更新、消防救急無線のデジタル化といった消防庁舎と関連する大きな事業を近々実施しなければならない。これらのことから多様化・拡大化する災害に備え庁舎関連事業を効率よく実施するため、消防本部庁舎の建替え計画を推し進めたい。

以上の提案について、審議を行った。

【結論】 建設候補地の選定・他施設との同時施工の可能性について調査を行うこととし、継続審議することとなった。

《主な意見等》

・建設場所はどこを考えているのか？

⇒現在の場所を想定している。朝熊山麓等の案もあるが、他市の事例などを参考にしながら検討を加えたところ、アリーナにも近く、救援物資の拠点となるなど、確かに利点もあるものの、市街地までの距離が長くなってしまいうという、問題もある。また、伊勢市生涯学習センターの駐車場や倉田山野

球場のサブグラウンドなどについても、検討を行ったが、それぞれの施設の使用に際し、障害となることから、難しいと判断した。日々の出動体制を勘案すると、現状の位置は御園分署・小俣分署等との位置関係からバランスが良い。総合的に判断するなかで、現在の場所が最も有効な場所であると考えている。

・現在の場所では、敷地面積が狭くないか？

⇒狭いと考えている。現在の場所で建設する場合は、周辺の用地買収を行いたいと考えている。

・広域合併との関連は？

⇒県の推進計画では8ブロックが作成されているが、組織の広域化を行うメリットはないと考えている。ただし、通信指令業務の共同運用等の部分的な広域の可能性は検討している。

・建替える際の、財源は？ 防衛省の補助事業は活用できないか？

⇒合併特例債を想定している。また、消防救急無線のデジタル化事業は市町村振興基金も検討中である。通信指令システム更新事業は防衛省補助についても活用できないか、確認する。

・消防署、市庁舎、病院をまとめて、建設することはできないか？

⇒消防署と市庁舎とを合体させることは利点が多いと考える。消防署と病院の連携も、サイレンや訓練時の音に関する問題などはあるものの、救急救命士の研修など、連携できる部分は多い。

⇒クリアする課題は多いが、タイミングが一致する当市では可能性もある。

・市庁舎を建替える場合の候補場所はあるのか？

⇒市庁舎については、補強が可能なことから、現庁舎を直していく方向で考えている。

・駅前に統合して建設できないか？公共施設は人を呼べる施設であり、中心市街地の活性化にもつながると考える。それぞれの施設を単独で考えるべきではなく、全体として考えないともったいない。

⇒駅前は複合的な課題があり、建設する施設によっては中心地を賑やかすことに通じないと考える。

・いずれにしても、協議の場が必要ではないか？

⇒検討を行う。

資料 ・ 付議事項書

2 特定用途制限地域および特別用途地区建築物等の制限に関する 条例について（都市整備部）

概要

①特定用途制限地域における建築物等の制限

特定用途制限地域は、都市計画法第9条第14項で、用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く。）内において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域とされている。本件は、都市計画で定めるエリアと制限すべき特定の建築物（工作物）の用途の概要について、具体的な制限内容等必要な事項を条例で定めるものである。なお、条例の施行以前に適法に立地した建築物又は工作物については、一定の範囲までの増改築は制限対象外とする。（一定範囲を超える若しくは新築の場合は制限対象）

②特別用途地区における建築物の制限

特別用途地区は、都市計画法第9条第13項において、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区とされている。本件は、都市計画で定める特別用途地区について、建築物の建築の制限又は禁止について、必要な事項を条例で定めるものである。

以上の提案について、審議を行った。

【結論】本条例案を12月議会へ提出することを決定した。

《主な意見等》

- ・ 本条例の制定により、土地の価格は変動するのか？
⇒あまり変化しないと判断している。
- ・ 既存不適格建築物は、どの程度存在するのか？また、該当建築物所有者への対応は、どのようにするのか？
⇒20件と把握している。各戸配布を想定しており、個別には対応は行わない。
- ・ 小中学校を建替える際にも、制限がかかるのか？
⇒公共施設については、制限がかからない。

資料

- ・ 付議事項書

3 「ふるさと未来づくり」における財政支援について（環境生活部）

概要

平成 20 年 1 月策定した「ふるさと未来づくり」推進計画に基づき新たな地域自治の仕組みとして、各小学校区に地域自治組織である「地区みらい会議」の設立を進めているところであるが、最終的な仕組みとして具体的な財政支援及び役割分担は未確定の状況である。

については、地域での協議を進めるにあたり、その具体的な財政支援内容を決定する必要がある。大きく分類すると、2 パターンであり、パターン 1 は、「基礎割・家賃等補助・事務所運営経費・統合補助金分」とするもの、パターン 2 は、「基礎割・家賃等補助・世帯割・人口割」とするものである。

以上の提案について、審議を行った。

【結論】議論の内容を踏まえ、地域へ示す案を調整した後、次回調整会議において、報告・説明することとした。

《主な意見等》

- ・財政支援額が減少していくことに対する地域の理解は得られるのか？
⇒難しいと考えている。
- ・「地区みらい会議」の理想論を考え、財政支援については流動性を持たせるべきである。また、統合補助金分については、財政負担が継続する点で、再検討が必要である。
- ・コミュニティビジネスの発想を取り入れるなど、何かしらの自主財源を得る中で、市の財政支援については、減額していけるようなスキームが必要である。
- ・統合補助金については 7 事業に絞っているようだが、これ以外には該当するものがないのか？また、統合することについては、オーソライズされていない。
⇒提示以外では「区長謝礼」と「防犯灯助成金」が該当すると考えている。
ただ、自治会と行政の関係は、今後も継続するものであり、いくつかの事業については、従来通り自治会に残ると考えている。
- ・財政支援額の試算において、固定資産税を用いているものがあるが、なぜか？税金に応じて財政支援を行うのであれば、市民税のみで良いと考えるが。
⇒市民税は、年度の多少が大きく、不安定となることから、一つの案として示したものである。
- ・財政支援額については、社会情勢に応じて変動するものであるという理解が必要である。
- ・財政支援だけでなく、考え方を整理し、示すことが大切である。

資料

・ 付議事項書

4 伊勢市電力・エネルギー対策本部の設置について（産業観光部・環境生活部・情報戦略局）

概要

平成23年5月9日、中部電力は、首相の要請に応じ、浜岡原子力発電所の全号停止を表明した。中部電力の試算によると、支援送電停止等を行っても、なお厳しい予備率となっていることから、伊勢市としての危機管理及び実行体制の確立が必要であると判断した。このことから、本部を設置し、本部の役割及び全庁体制により取組むことへの確認を行った。

【結論】本対策本部の役割は、今夏の電力不足を乗り切るための対策を考えるための組織である。また、全庁的に取組んでいくことを確認した。

《主な意見等》

- ・本対策本部の役割は、今夏の電力不足を乗り切るための対策を考えるための組織である。
- ・長期的な地域のエネルギー問題については、環境審議会に委ねることになると考える。その際、対策本部で議論された意見については、市の意見として環境審議会の議論にも反映させるべきである。

資料 ・ 付議事項書